

# 財閥史の課題に関するノート

安岡重明

- 一 財閥研究の二つの課題
- 二 財閥所有者と専門経営者
- 三 後発工業国の財閥について
- 四 総有について

## 一 財閥研究の二つの課題

日本における財閥史の研究は、近年三〇年ほどの間に顕著な進展を見せた。日本における財閥の形成は、明治なかばから急速に進捗した工業化に歩調を合わせて進化した。工業に重点をおかない財閥も、工業化に影響を受けながら、財閥を形成してきた。

国民の生活水準が低い段階で財閥の形で大資本が形成されたから、世間からは批判的に見られた。財閥という用語も、財をもって閥をなすもの、という批判的な意味がこめられている。欧米の大企業との競争にさらされた日本

経済にとつては、諸産業分野において大資本の形成は必須であり、政府もまたそれを自覚していて、明治初期以来、金融制度を整え、貿易・海運業・造船業および諸種の工業の育成に力をそそいできた。

しかしながら、日本の一方の極に富が蓄積され、他方の極では貧困が十分改善されないという状況のもとでは、富豪や財閥に対する批判が力をもっていて、財閥は批判されつづけることになった。そのため財閥研究も、財閥の批判的分析という形をとり、それも政治色を帯びがちであった。この大勢は第二次大戦後も、しばらく続いたが、戦後十年をへて、財閥の歴史的研究は、ようやく冷静な実証的な科学的研究を旨とするようになった。その研究動向についてのべた私の著述としては、『財閥形成史の研究』（ミネルヴァ書房、一九七〇年）および『財閥の経営史』（日本経済新聞社、一九七八年。新版は社会思想社教養文庫、一九九〇年、新しい参考文献リストを付す）がある。その他に、経営史学会編『経営史学の二十年―回顧と展望―』（東京大学出版会、一九八五年）や中村青志稿「財閥」(日本歴史学会編『日本史研究の新視点』吉川弘文館、一九八六年、所収)などがあるので、ここでは、これ以上立ち入らない。

このように、最近三〇年間に大きい進展をとげた現在の財閥研究には、なお重要な課題が残されている。

第一は、戦前の財閥や新興コンツェルンについては、後述の研究者たちの手によって個別の財閥の研究書がだいたい出そろったので、次の研究はいっそう財閥の内部構造に立ち入ることと、財閥の性格の比較を行なうことである。そしてその重要な論点の一つは、財閥所有者と専門経営者の関係と財閥の意思決定の問題である。

第二は、日本の財閥研究と歩調をあわせて近年とみに進展している発展途上国ないし後発工業国における財閥形成の問題である。これらの国々における財閥ないしは財閥類似の企業グループの形成・発展によって、財閥現象

が日本だけの問題ではなく、世界史的な問題であることが明確になってきた。これによってそれぞれの後発諸国における財閥の特質の解明と、それらの国際比較が、研究課題として、浮かびあがってくる。その際、国際比較の指標を何に求めるかが問題である。私はこの場合も、財産の所有と相続の慣行の比較と財閥所有者と経営者ないしは専門経営者との関係の解明が、有力な手段を提供してくれると考えている。このような研究の視角を提供することによって、日本の財閥研究(戦後に関しては企業集団研究)が国際的な連繫をもつことができるはずである。

まず第一の問題からのべていこう。

## 二 財閥所有者と専門経営者

近年の日本財閥の研究動向について、中村青志が「財閥」(前掲稿)においてのべているので、それを要約することから始めよう。

財閥の本格的研究に先鞭をつけたのは、一九六五年に刊行された柴垣和夫『日本金融資本分析』(東京大学出版会)であった。これはマルクス経済学(宇野理論)に立脚し、日本帝国主義の支配的資本である金融資本として財閥資本と綿工業独占体の二つのタイプを検出したが、あまりにもシェーマ的であった。マルクス主義的な研究の流れには、三井文庫に属した加藤幸三郎、岩崎宏之、松元宏、春日豊や旗手勲、大倉財閥研究会、武田晴人、伊藤武夫、玉城肇などがあった。

これに対して経営史的財閥研究が展開した。この潮流をリードしてきたのが安岡重明と森川英正である。安岡は企業形態的視点から財閥コンツェルン形成を論じ、出資と経営の関係から財閥を論じている(前掲『財閥形成史の研究』)。(そののち、安岡は財閥資本の所有形態を「総有」と見るべきだとした)。

森川英正は、当初マルクス経済学的アプローチであったが、三井財閥の保守主義の研究から経営史的アプローチとなり、財閥の発展を担った専門経営者に焦点をあて、三井・三菱・住友・古河の経営組織や経営戦略における専門経営者の主導を強調した。その成果は『財閥の経営史的研究』(東洋経済新報社、一九八〇年)にまとめられた。

経営史的な研究は、梶井義雄(三井)、三島康夫、長沢康昭、柴孝夫(三菱)、作道洋太郎、瀬岡誠、畠山秀樹、麻島昭一(住友)、由井常彦、小早川洋一(安田)、宇田川勝(新興)、森川英正、藤田貞一郎(地方)、大塩武(日窒)、斎藤憲(理研)、下谷政弘(日曹)、小林正彬(官業弘下げ)などにより拡大発展した。

中村は、このような研究史の整理のあと、今後の財閥史研究の課題は、財閥の所有的側面や制度的側面と財閥の専門経営者の活動や多角化戦略との関係の解明にあると結論づけた。

この批判に応えて、安岡は「戦後期日本の財閥所有者と専門経営者の関係」(『経営史学』第二五巻第一号、一九〇年)を発表し、所有者と専門経営者の関係の良否が戦後の企業集団の再編成の進行に大きく作用したことを指摘し、所有者と経営者の関係の解明が経営史研究の重要な課題であると強調した。

安岡が主張するように財閥所有者と専門経営者の関係と政策・戦略決定における両者の関与の仕方の解明は、森

川英正の研究は別として、今まであまり自覚的になされてこなかった問題である。この種の問題については資料が入手しにくいけれども、間接的な資料を用いても、ぜひ取りくまなければならぬ。この課題の解明は、戦後の企業集団における諸企業の株主と専門経営者の関係の解明にも寄与すると思う。また、日本の企業の特質とその変化を、先発工業国（欧米諸国）と後発諸国との関連のなかで位置づけるのにも寄与すると思われる。

もちろん、以上の研究課題のほかに、財閥研究には多く課題があるが、ここでは第二の課題に移りたい。

### 三 後発工業国の財閥について

戦前と戦後しばらくは、財閥は後進資本主義国としての日本の特有の現象であると、明示的に、または暗黙のうちに考えられていた。ところが、第二次大戦後しばらくして、かつての植民地が独立し、それぞれが工業化を推し進めるなかで、インド、韓国、台湾、ホンコン、シンガポールなどのいわゆる後発国（新興工業国）のなかで工業化の担い手として財閥的な企業集団が出現した。そのため日本の財閥を日本固有の企業体とすることは妥当なのかという疑問が生じた。各国経済とその国の財閥的なものの関係を明らかにすることは、それぞれの国民経済の性格の解明にも寄与することになると考えられた。最近のエズラ・F・ウォーゲル著『アジアの四小龍』（中公新書、一九九三年四月）は後発国の（台湾、韓国、香港、シンガポール）の工業化の比較論の好例である。またごく最近の成果として、小池賢治・星野妙子編『発展途上国のビジネスグループ』（アジア経済研究所、一九九三年七月刊）が出版された。この書は柔軟な態度でもって、後発国ごとに財閥や企業グループの性格の解明とその位置づけに寄

与している。

小池・星野編著は、日本の財閥史研究の成果に立って、アジア、中米、アフリカの諸国（タイ・インドネシア・メキシコ・韓国・フィリピン、パキスタン、ナイジェリアの七カ国）のビジネスグループとそれぞれの国民経済発展との関係の解明を目ざしたものである。「財閥」と呼称しないで、「ビジネスグループ」と命名したのは、主として、それぞれの国において出資者となる個人と家族のあり方が多様であり、日本の財閥家族のあり方といろいろの点で差異があるためである。中川敬一郎、森川英正、安岡重明らの財閥の定義を参考にした上で使用されている。

以上のように、後発国の財閥ないし企業グループの研究は、財閥的なものの発生史の上では「先進国」の日本の研究を前提としており、その上で、家族形態・財産制度・国家政策などの差異性が意識されている。しかし、差異性に重点をおきすぎると、工業化過程における財閥現象の共通性への配慮がバランスを失する恐れがある。そこで差異性と共通性の両側面をたえず考慮しながら解明を進める必要があるだろう。

それはまた、チャンドラーの所説などにも考慮を払う必要があるということである。アルフレッド・D・チャンドラーは『経営者の時代』（原題「ヴィジブル・ハンド」、鳥羽欽一郎・小林袈裟治監訳、東洋経済新報社、一九七九年）において、所有者企業から経営者企業へ移行するというテーマを提出した。一九世紀なかば、アメリカ合衆国における市場の拡大過程に企業が大規模化し、大企業の管理は所有者の手をはなれて、専門経営者の手に移行するというテーマである。たしかに北アメリカの工業化過程では、このシエーマは、ほぼ妥当するであろうが、北米と同様の条件のもたない国ぐにの工業化にこのシエーマが妥当するであろうか。その過程が容易に進行しないか

も知れないし、ある大きい偏差をもって現象するかも知れないのである。しかし、かつて一九三〇年代に、バーリーとミーンズが『近代株式会社と私有財産』(文雅堂銀行研究社、一九五八年、北島忠男訳)において論じた経営者支配論や最近のチャンドラーの経営者企業論は、依然として企業の性格の解明にとって有力な手法である。

われわれとしては、そういう有力な提言を、妥当するか、しないかの二分法で判断するのではなく、各国の企業発達の特性をあきらかにするための視角として、有効に利用することを考えねばならない。それをなすには、ある種の獨創性が必要であることは、いうまでもない。

私はかつて、「総有」という所有権の性格でもって、日本の財閥の資本の所有と相続の特色を把握、かつ国際比較をも可能にする手段としようと考えたことがあった。前掲の安岡『財閥の経営史』はその試みであった。現在も、それは有効であると考えている。次にこの問題について言及しておきたい。

#### 四 総有について

今のべたように私はかつて、日本の財閥家族の資本所有の性格を「総有的」と規定した。それまで、財閥資本の性格は、共同所有の三形態(総有・合有・共有)のうちの共有と規定されることが多かった。

私が三井家や安田家において典型的に示されている財閥家族の営業資本の所有形態を総有的であると規定した最初は、「財閥資本の性格についての試論」(『経営史学』第一三卷第一号、一九七八年一〇月)においてであった。それは、財閥資本の所有を「共有」と把握していたのでは、財閥資本の家族による集団所有の一体性を説明できな

いと考えるようになったからである。共同所有には、総有・合有・共有の三形態がある。法律上の「共有」は共有者の持分の分割請求があれば、分割しなければならぬ性質の所有であるが、「総有」は所有者の団体が強力であって、個々の所有者（持分所有者）は自己の持分の譲渡・処分はもちろん分割請求さえできない。家による所有や財閥資本の所有は、基本的に分割請求ができない所有である。この点を明確にするため、財閥の営業資本の所有を共有ではなく、総有ないし総有的と把握の必要性を主張したのである。もう少し詳しく共同所有の三形態を知るためには、我妻栄著、有泉享補訂『新訂物権法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店、一九八三年三一四～三一八頁）を参照して頂きたい。

三井家の営業資本は、当初出資者各家がそれぞれの持分率で共同企業に出資した形になっている。しかし二代宗竺の遺書以後は、事実上、企業の永続が希求されており、その持分の分割・回収を要求できるような状況にはなかった。

一九世紀後半に創設された安田家の資本所有も基本的に三井家と同様であった。たまたま本家一家の企業と見える住友家や鴻池家の場合でも、その営業資本は大正期には、次三男に分与された形をとるが、分与された持分は次三男が自由に処分できるような性格の財産ではなかった。これらもまた実質的には総有的であったといえる。その他の財閥においても、営業資本を分割しないで一体として使用し、相続する方法について工夫をめぐらせていた。すなわち総有的な所有をめざしていたのである。このような家による営業資本の所有の性格から見ると総有的所有となる。複合家族の構成員は、長男家、次男家、三男家のように、家格に順位があり、持分権にも差異があるが、共同の規制下にある点は同一である。総有の主体である家は、代をへて継承される組織体であり、その意味で、



「縦の法人」(戒能通孝『法律社会学の諸問題』日本評論社、一九四三年、七〇(七二頁))である。

後発工業国においても、財産の所有権やその相続制には民族的特殊性があるので、財閥企業の継承については、この問題についての配慮が必要である。

巨額の財産を一体として所有し、維持することにより、大資本を必要とする企業を所有・経営し、さらに持分権をもつ家族員の没落・離散を防止することは、家族結合の目標であるから、日本以外の国々において、日本の家的所有(総有)と類似の制度が出現するのも不思議ではない。インドのターター家のファミリー・トラストやドイツのクルップの単独相続制度などである。異なった国々への現象を明確な、たとえば法律上の概念でもって比較し、それぞれの特徴を探り出すことができれば、研究上有効である。

所有者の企業に対する態度も、所有者支配か経営者支配かの分れ目の一つになるが、アメリカでみられたように(チャンドラーが指摘したように)、所有者がいかほど経営を管理しようとしてもそれができなくなり、経営者企業へ移行する場合もあるし、なお最近まで所有者支配を継続してきたロスチャイルドやデュボンのような例もある。同一の国においても、財閥によって所有者と専門経営者の関係に差異がある。しかしこれらの現象を多様性のなかに放置しておくことは認識の進展のために好ましいことではない。できる範囲の整理が必要である。たとえば次の諸点も整理の視点となりうる。

- a 所有者と経営者の間の社会的関係——対等的か従属的か。
- b 所有者と経営者の技能の関係(学歴、企業者能力、経営委任の程度・範囲)。
- c 所有者と経営者の革新に対する態度(技術導入・市場開拓)。

d 価値観において家族が優先する社会か、社会が優先する社会か。社会を優先させる家族か、家族を優先させる家族か（これは程度の問題、比較の問題である）。

現在でも日本の企業は、欧米の企業にくらべるとゲゼルシャフト的ではなく、ゲマインシャフト的性格をもっている。会社のオーナーでない一般従業員の会社への帰属意識や忠誠心（「私の会社」の意識）などは、近代的な所有権の観念では律しきれない。三戸公『家の論理』1・2（文真堂、一九九一年）参照。契約により働き、賃金を受けとるのではなく、会社のために働いたのだから会社はそれに報いるべきだという発想が強い。経営者（雇用者）と被雇用者ともそう考えているから、日本では解雇は悪とされる。従業員は解雇されないという潜在的な権利をもっている以上、従業員は会社に対して、給料を受けとる以外にある種の権利をもっていることになる。このような日本の雇用観は契約にない内容まで含んでおり、これを説明するには、日本独自の現象を、できるだけ、だれもが認識しうる道具（概念）を使って説明していかねばならない。「総有」もそのひとつの試みであったが、同様の問題は後発工業国のそれぞれについても存在するかも知れない。

なお総有の概念を採用して財閥資本の説明を試みた最近の研究として橋本寿朗・武田晴人編著『日本経済の発展と企業集団』（東京大学出版会、一九九二年）がある。この書は、日本経済の発展過程における戦前期の財閥と戦後の企業集団の役割を一貫して把握しようと試みたすぐれた著作である。編者二名のほか阿部武司、沢井実、宮島英昭、橋川武郎、岡崎哲二氏の五氏が加った共同研究であり、戦前と戦後を通して体系的に把握しようとした努力は評価しうる。この著書のポイントのひとつは（私にとって都合のよい解釈になるかも知れないが）、戦前における財閥家族の営業資本の総有は、大資本を、主として専門経営者の同一の意志の下に活用することを助けた。すなわち

企業の大規模化、企業の管理機構の整備により、所有者の恣意から解放された専門経営者の経営を生み出す基礎となったとしている。戦後の財閥解体により財閥家族の営業資本の所有が消滅したとき、同系の大企業間の株式の相互持合が進行し、相互に企業集団内の諸企業の安定株主となり、他の系統の株主から企業の発展を妨害されないで、企業集団内の諸企業の発展を支えたとしている。(ただし、岡崎哲二は第七章において、一九七〇～八〇年代には、株式持合・系列融資ともに規模が縮小したとする。)

私は商家同族団による営業資本の所有、財閥家族による営業資本の所有のいずれもを総的な所有と考えている。この概念を承認してそれを日本経済の解明の用具として用いる論稿が出現したことは私には喜ばしいことである。

〔付記〕 このノートは、一九九三年一月二三日、同志社大学において開催された経営史学会第二九回大会の統一論題「財閥における所有者・経営者関係の比較研究」の問題提起として報告された安岡重明「財閥史研究の課題」に加筆したものである。かつて私は一九八三年一月、第一〇回経営史国際会議(通称富士コンファレンス)において「大企業形成期の同族企業―その所有と経営―」と題して、今回の大会の統一論題と同様の企画を行なったことがあった。しかし当時欧米から参加の学者は、このような問題への関心がうすく、十分に調和ある協力がえられなかった。その頃から新興工業諸国の急発展があり、ヴォーゲルのような形でアジア諸国への関心も高まり、研究の進展にとって諸条件は改善されたといえよう。なお第一〇回の富士コンファレンスについては、安岡稿「欧米の学問とアジアの学問」〔同志社時報〕第七六号、一九八三年三月)がある。またコンファレンスの英文の記録として、次の書がある。

A. Okochi and S. Yasuoka (eds), *Family Business in the Era of Industrial Growth* (University of Tokyo Press, 1984).

(一九九四年一月一五日稿)